

大泉町教育大綱

令和8年3月
大泉町

第1 基本的な考え方

1 大綱策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（平成27年4月1日施行）の規定に基づき、本町の実情に応じた、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、町長が総合教育会議において協議し、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

2 大綱の位置付け

「大泉町みらい創造羅針盤 ～大泉町総合計画2019～（以下「総合計画」という。）」を上位計画とし、同計画で掲げられた基本理念である「未来へつなぐ 魅力あふれるまちづくり」を踏まえ、本町が目指すべき将来都市像「住んでみたい 住み続けたいまち おおいずみ ～みんなで創る 個性輝き、希望あふれるまち～」を実現するため、総合計画における基本構想及び基本目標別施策を大綱の基本方針、基本目標とし、大泉町の教育の指針である大綱を策定するものです。



3 大綱の期間

総合計画との整合性を図るため、2026年度から2029年度までの4年間とします。

西暦		2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年
総合計画	基本構想	計画期間は無期※							
	実施計画	4年間				4年間			
教育大綱		4年間				4年間(予定)			
教育行政方針(毎年)		→	→	→	→	→	→	→	→
点検評価報告書(毎年)		→	→	→	→	→	→	→	→

※状況に応じて修正を加えるほか、見直しの必要性が生じた場合には改定します。

第2 基本方針

～夢とやさしさをもって、生き生きと学ぶまち～

本町の教育については、地域発展のための担い手の育成を目指し、家庭や学校、地域社会との連携を深めてきました。

今後も「大泉町教育大綱」を基本とし、日々めまぐるしく変化し、多様化する社会を、広い視野でたくましく生き抜く力を持った人材の育成のため、学校と家庭、地域社会が連携し、幅広い世代のニーズに対応できる学習機会の確保と情報提供を図り、心身の豊かさを創造する教育を推進します。

本町で生活するあらゆる人が、様々なことにチャレンジしていくための夢や意欲を持ち、まさに生涯にわたっての学びを充実させ、やさしさやおもいやりを持ちながら、生き生きと学ぶことができるまちを目指し、「夢」と「学び」をキーワードに『生涯学習』を推進します。

※基本方針の取り組みにおいてICT【※1】を積極的に導入していくことで、官民一体となってDX【※2】を目指していきます。

※1 ICT…情報通信技術のことで、インターネットなどを活用した産業やサービスなど一般的なことを言います。

※2 DX……ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させるという考え方のことです。

第3 基本目標

1 就学前教育と保育の充実

すべてのこどもが安心して学び成長できる環境を保障するために、認定こども園や幼稚園、保育園との連携を強化しながら、保育の充実を図ります。また、就学前教育・保育と学校教育との円滑な接続を図ることで、こどもたちへの教育を切れ目なく支援していくとともに、働く保護者の支援として、学童保育においては今後の利用拡大にも対応できるよう、学校の余裕教室の活用など、柔軟な運営体制を整備します。また、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに合わせて支援を行う、こども誰でも通園制度を実施していきます。

2 教育環境の充実

経済状況や国籍にかかわらず、すべてのこどもが安心して学べる教育環境の整備を推進します。ICT環境や教育支援体制を一層強化するとともに、社会の変化に対応できる教職員や支援人材の指導力を養うための研修等を実施します。また、教育支援センター（あゆみ教室）における不登校のこどもたちを含めたすべてのこどもたちの学びを保障することで、こどもたちの学力の底上げと学習意欲の向上を図っていきます。特に、外国籍児童生徒に対しては、多言語対応の拡充や日本語指導により、学校生活への適応を支援していきます。

学校施設については、財政負担の平準化を図りながら、老朽化している施設の長寿命化に向けて大規模改修もしくは部分改修を行うとともに、小学校の屋内体育施設への空調設備の設置について検討を進めるなど、教育環境の維持管理に努めます。

3 生涯学習の推進

町民が生涯を通じて主体的に学び、自らの成長や学習意欲の向上、ひいては地域社会への貢献につなげていけるよう、多様化するニーズやライフステージ、地域課題に応じた講座の企画・開催をしていきます。また、主体的な学習活動の継続を支えられるような活動支援やSNSなどをはじめとした積極的な情報提供を進めていきます。特に、町民同士の交流や学びの成果を共有できる機会を設けることで、学びの連鎖と地域のつながりや、各種団体・サークル及び地域活動における次世代の担い手の発掘・育成に努めていきます。

公民館については、生涯学習の拠点として、サークルや各種団体の支援や講座内容の充実を図るほか、安全・安心に利用できるように施設の整備や維持管理に努めます。

また、図書館については、指定管理者と連携し、効率的で効果的な管理運営を行うとともに、「第2次大泉町立図書館ビジョン」に基づき、町民や地域に役立つ学びの拠点としての機能を充実させていきます。

4 青少年育成の推進

青少年が健やかに成長できる環境を整備するため、家庭・学校・地域・関係機関や各種団体との連携強化の機会の提供や、パトロール活動を行うとともに、「放課後子ども教室」など青少年の体験活動や交流活動の機会を広げるほか、こどもたちと多様な世代との関わりを促進する機会を提供していきます。

また、SNSなどの適正利用については、青少年自身とその周囲の大人に向けて、時代に即したリスクへの対応方法を含む啓発活動を展開します。加えて、青少年健全育成講演会の開催や情報共有の体制整備により、地域ぐるみでこどもたちの成長を支えていきます。

5 人権尊重の推進

社会情勢の変化や技術の進歩に伴い複雑化する人権課題に対し、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」の理念に基づき、すべての町民が互いを尊重し合える社会の実現を目指して、人権意識の向上を図っていきます。

6 スポーツ・芸術文化の振興

スポーツの振興については、より多くの人々がスポーツに親しみ、楽しんでいけるよう、引き続き参加型のスポーツイベントを開催していく中で、新しい種目の導入による事業内容の充実を図るほか、各チーム等と連携した体験教室の開催など、町民がより参加しやすい事業展開を行います。さらに、中学校部活動の地域展開を推進するために関係団体等と連携を強化していきます。

また、芸術文化の振興においては、芸術文化団体の支援や活動機会の提供などを行うとともに、公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団や関係団体と連携し、引き続き多様な鑑賞・創造・参加事業を実施することで、町民の芸術文化に対する関心を高め、事業参加に向け多くの機会を設けていきます。

文化むらについては、利用者の利便性や安全性を考慮しつつ、指定管理者と連携し、施設の老朽化が進む中で優先度の高い改修から計画的に実施し、利用者の快適で安全な利用環境を整備していきます。

無形文化財及び伝統芸能については、後継者不足など、各団体の抱える課題を共有し課題解決に向けた提案などを行います。

また、文化財への理解促進と学びの場の創出を目指し、伝統芸能まつりや大泉かるた原画展、歴史ウォーキングなどの既存事業を来場者の意見などを参考に内容の充実や見直しを図ることで、より多くの人々が町の歴史文化に関心を持てるよう工夫をするほか、文化財所有者やその団体が行う活動に対して支援を行います。

埋蔵文化財については、記録保存に加えて展示内容の充実を図り、文化むらなどの展示施設を通じて町の歴史を分かりやすく伝える機会を増やしていきます。

第4 今後の取組

この大綱は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について定めるものであり、本町の目指すべき教育を実現するための具体的な取組が必要となります。

そのため、この大綱の方針や目標を踏まえ、教育委員会では教育行政方針を策定、公表し、点検・評価を行うことで、教育に関する各種施策や事業を推進していきます。